

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
ユニバーサルサービス政策委員会（第50回）
ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算
定等に関するワーキンググループ（第7回）
合同会合

事業者ヒアリング 説明資料

最終保障提供責務の導入等に伴う
基礎的電気通信役務制度の在り方に関する
第三次答申に向けた意見

2026/4/7

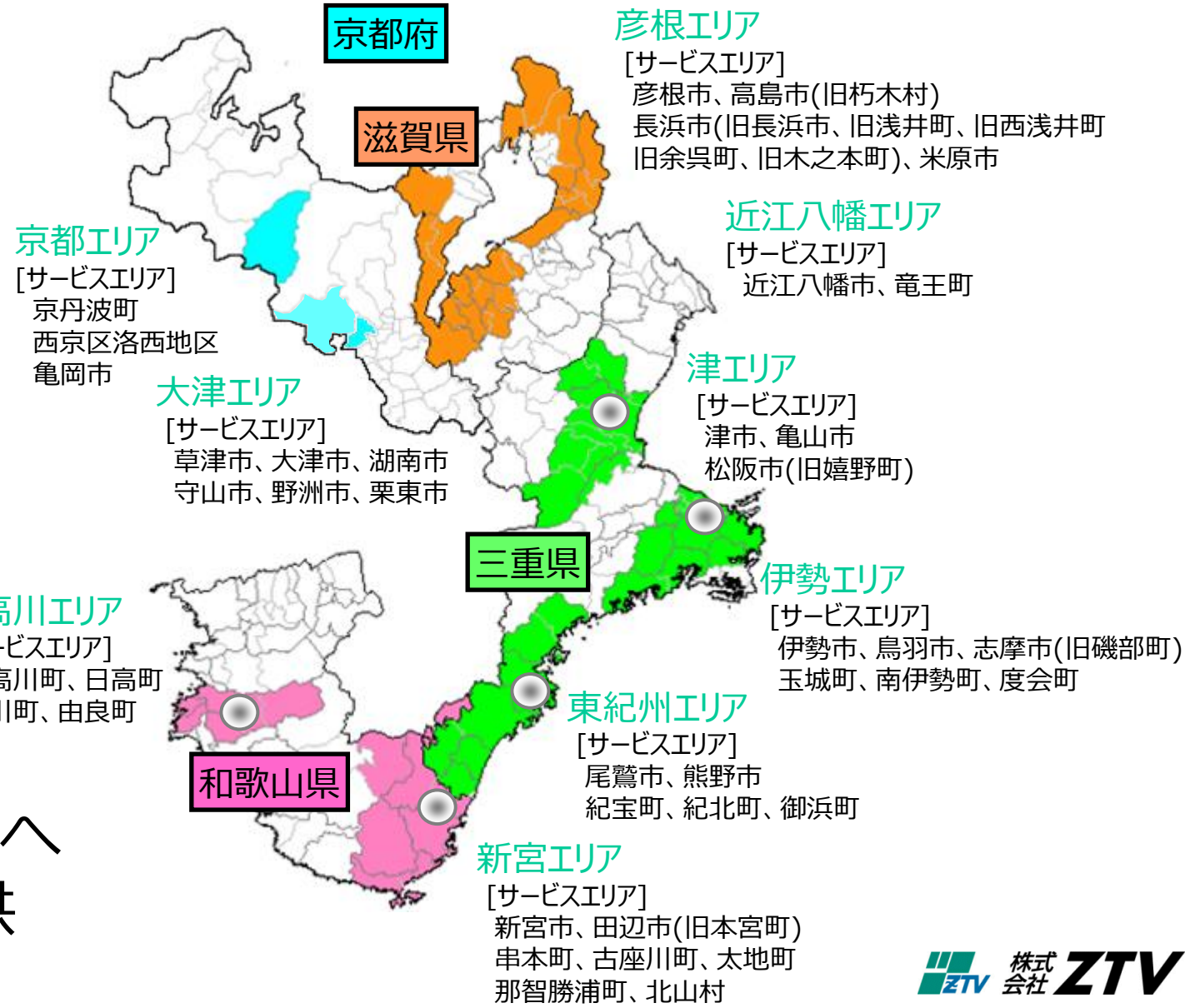
株式会社ZTV

目次

1. 会社概要
2. 原価算定時のKEYCODEと加入者住所
3. 報告資料と決算期
4. 第三次答申に向けた意見

1. 会社概要（サービスエリア）

会社名 株式会社ZTV
設立 平成2年10月
開局 平成6年10月
本社 三重県津市あのかつ台四丁目7番地1
代表者 取締役社長 田村 欣也
資本金 10億7,040万円
役員 387名



1府3県40市町村、約16万世帯へインターネットサービスを提供

2. 原価算定時のKEYCODEと加入者住所

- 原価算定のための回線数の区域分けが国勢調査で使用するKEYCODE
- これまでKEYCODEによる区分けの加入者数は未実施
- 1つの町字が複数KEYCODEに渡るケースがあり、加入者住所からKEYCODEを割り出す作業が困難
- 住所情報とKEYCODEが紐づいたデータベースもしくは指定事業者が使える共通システムが必要 ※1

※1 上記データベースもしくは共通システムがあることで、今後通信事業者からの申請増加が見込めると考える

二次答申において実現する方向で速やかに検討すること、とされた。

3. 報告資料と決算期

- 『第二号基礎的電気通信役務収支表』は関連規則に基づき作成
- 収支表の事業年度は『四月一日から翌年三月三十一日まで』と定められている
- 弊社事業年度は『七月一日から翌年六月三十日まで』
- 会計監査人が証明したことを示す書類も必要
- 通常の決算処理とは別に3月末時点で仮決算が必要 ⇒ 会計監査人のコスト増

第二種適格電気通信事業者の制度を広く活用するため、事業年度の取り決めについて見直しが必要と考察

二次答申において実現する方向で速やかに検討すること、とされた。

2および3については当社のみならず、第二種適格電気通信事業者の指定申請を検討している事業者にとって実現すれば有益な内容検討を進めていただけることに感謝いたします。

4. 第三次答申に向けた論点に対する意見-1

検討事項①：最終保障提供責務の発生要件と履行手続き

(2) 「正当な理由」、「特にやむを得ない理由」等のガイドライン化に向けた検討

予備芯や自社の事業計画に必須となる設備については除外を希望します。
保守要件や提供条件を設定したうえで、条件をクリアできる事業者が対象。
(緊急保守窓口や保守対応可能時間など要件定義が必要)

検討事項②：最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

(2) 第二種交付金制度の見直し

②地域会社の最終保障提供責務に係る交付金の交付手続について

賛同します。
発生の都度申請となる場合、申請する側（通信事業者）、申請される側（総務省）
どちらにとっても負担が大きいと想定。

③第二種交付金の算定方針について

『収入費用方式』とすることに賛同します。
最終保障電気通信事業者にとって、極力負担が少なくなる制度を希望します。
(理想は±0)

4. 第三次答申に向けた論点に対する意見-2

検討事項④：現行の第二種交付金制度の見直し

(1)第二種交付金の額の算定方法・算定対象について

①譲受した公設設備に対する第二種交付金の交付について

- ・法施行日以前に譲受した公設設備
対象となる期間をいつまで遡るかを含めて一定の基準が必要と考えます。
弊社でも交付金対象となる可能性の区域がある反面、法施行前に双方条件が折り合っ
て譲受したことを鑑みると、対象区域が広がることで、負担金全体が増加するため、
慎重な検討が必要と考えます。
- ・法施行日以降の整備後、譲受した公設設備
設備更新を条件に譲受する場合もあるため、第二種交付金の対象とすべきと考えます。

②大幅な赤字であることを理由とした特別支援区域に係る第二種交付金について

役務提供の維持を考えれば対象となる特別支援区域は第二種交付金の対象とすることが望ましいと考えます。
ただし、上記法施行日以前の公設設備譲受と同様になるが、対象区域が広がることで、
負担金全体が増加するため慎重な検討が必要と考えます。
(後述する海底ケーブルが必須となる離島等の取り扱いにも関連)

4. 第三次答申に向けた論点に対する意見-3

③第二種交付金の交付の継続について

長期の継続交付が必要と考えます。

(昨年11月開催の第三回ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループで当社見解として発表した一部に含まれている。)

④より迅速な第二種交付金の交付について

早期交付金の交付開始が必要と考えます。

交付までの期間は事業者負担となるため、1年以上の継続役務提供が見込める場合は早期交付が望ましい。(NTT東西様と同意見)

(2)支援区域として指定すべき区域について

①新たに光ファイバを整備する区域の特別支援区域指定について

対象区域を『面』で整備する場合、基本的には収支、収益に見通しが立っている状況と考えられるため不要と考えます。

未整備地域における利用希望の場合、最終保障提供責務の制度にあてはめた『点』での整備に対する交付金で対応すべきと考えます。

4. 第三次答申に向けた論点に対する意見-3

②海底ケーブルが必須となる離島等について

海底ケーブルを第二号基礎的電気通信役務の提供に利用している場合、交付金の交付対象とすることが望ましいと考えます。

一方で海底ケーブル部門が1回線当たりの原価に含まれる支援区域の場合、『大幅な赤字』の定義の対象となる11,790円を大きく超える地域があります。前述の検討事項④(1)②『大幅な赤字であることを理由とした特別支援区域に係る第二種交付金について』に照らし合わせ、全てを交付対象とする場合、負担金全体が著しく増加することもあるため、慎重な議論と条件整理が必要と考えます。
(距離は15km未満に限定するなど。)

